



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

社長より一言

鬼頭 忠男 さま

(きとう ただお)

「ひとつでも多くの生きる喜びと幸せをつくること」をモットーに、介護にサービスを取り入れ、顧客満足度向上を迫りしております。介護業務の経験や知識にとらわれず「利用者の喜びのために自分になにができるか」という視点で行動できる人材を採用し、独自開発の人材育成・評価マニュアルによりご利用者から高い評価をいただいております。今後は、積極的な拠点展開を進め、中期的には全国展開をめざしてまいります。

お客さま紹介

株式会社 健遊館 (URL:<http://www.kenyu.co.jp>)

◎会社概要

設立は平成16年4月、名古屋市中村区本店。

資本金28,200万円。従業員100名。

名古屋市中村区の老舗料理旅館を改装し、デイサービスセンターを開業したのが始まり。

また、デイサービスセンター開業、運営のノウハウを提供し、フランチャイズ形式で全国に加盟店を増やしています。

2006年2月1日現在、直営店6店、フランチャイズ店7店を有しています。

◎得意分野(商品紹介等)

名古屋市中村区の松岡健遊館本店は、一見したところ介護施設とは思えない風情ある建物です。それもそのはず、この建物は大正時代に建てられ、当時は遊郭、その後料理旅館となり、現在では名古屋市の都市景観重要建築物の認定を受けている古きよき時代のなごりを感じさせる建物だからです。鉄筋の建物では味わえないやさしい木のぬくもりは、介護する側もされる側も気持ちよく過ごすことができます。また、送迎バスもレトロな外観のボンネットバスを使用し、お年寄りがデイサービスに行く日が待ち遠しくなるような工夫が随所に見られます。

直営店は6店ですが、全国にフランチャイズ形式でこうした介護施設の開業、運営のノウハウを提供しています。特に後継者のいない銭湯、旅館など遊休施設を改築し、有効活用する再生利用に力をいれています。昨年9月にオープンした東京の施設は、50年以上営業していた銭湯を改築し、銭湯の名前もそのまま使用しました。地域の方々にもなじみやすく、名前も歴史も引き継ぐことのできる再生・利用を通じて様々な人々に喜んでいただける新しい介護の形をめざしています。

朝日担当者

土井竜二



話題の言葉

チーム・マイナス6%とは、京都議定書の目標を達成するための、国民的プロジェクトです。

2005年2月16日に発効した京都議定書で、日本は2008年～2012年の間に、1990年比で温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しました。これを実現するために、一人ひとりがエアコンを少し控えること、買い物袋を遠慮すること、水を節約することなどを実践し(具体的な行動プランが6つ設定されています)、この一人ひとりの行いをチームとして結集し、効果を上げようというものです。個人でも団体でも簡単にチーム・マイナス6%に参加することができます。かくいう私も朝日税理士法人もチーム・マイナス6%のチーム員です!(中村)

情報会員募集中

会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (過大な役員報酬とは)

役員報酬を決めたいのですが、どのような基準で決めればいいでしょうか。

Answer

役員報酬は、(1)形式基準と、(2)実質基準に基づいて決定され、過大な部分の金額は損金算入されません。

解説



経営者にとって、いくら位の役員報酬が適切であるか、大いに関心のあるところですが、役員報酬を決めるにあたり留意すべき点を次に説明します。

過大な役員報酬とは、以下の「実質基準」と「形式基準」によって算出された金額を言います。

(1)実質基準

- ①その役員の職務内容
 - ②その法人の収益状況
 - ③使用人に対する給与の支給状況
 - ④その法人と同種の事業を営む法人で、その事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給状況
- これらに照らし、その役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える金額を言います。

(2)形式基準

その役員に対して支給した報酬額が、定款または株主総会等の定めによる支給限度額を超える場合の、その超える金額のことを言います。

役員報酬は、原則として損金に算入されますが、過大な部分の金額は損金に算入されません。過大な部分とは、「実質基準」または「形式基準」によって算出された金額のうち、いずれかの多い方の金額になります。

したがって、税法上、役員報酬の額は、形式基準を満たしている場合であっても、実質基準により過大と判断される部分については、損金の額に算入されません。

なお、商法では、会社の定款又は株主総会の議決で役員報酬の支給限度額を定めることとされています。

根拠条文等

法人税法 第34条第一項 (過大な役員報酬等の損金不算入)

法人税法施行令 69条 (過大な役員報酬の額)

商法 第269条